

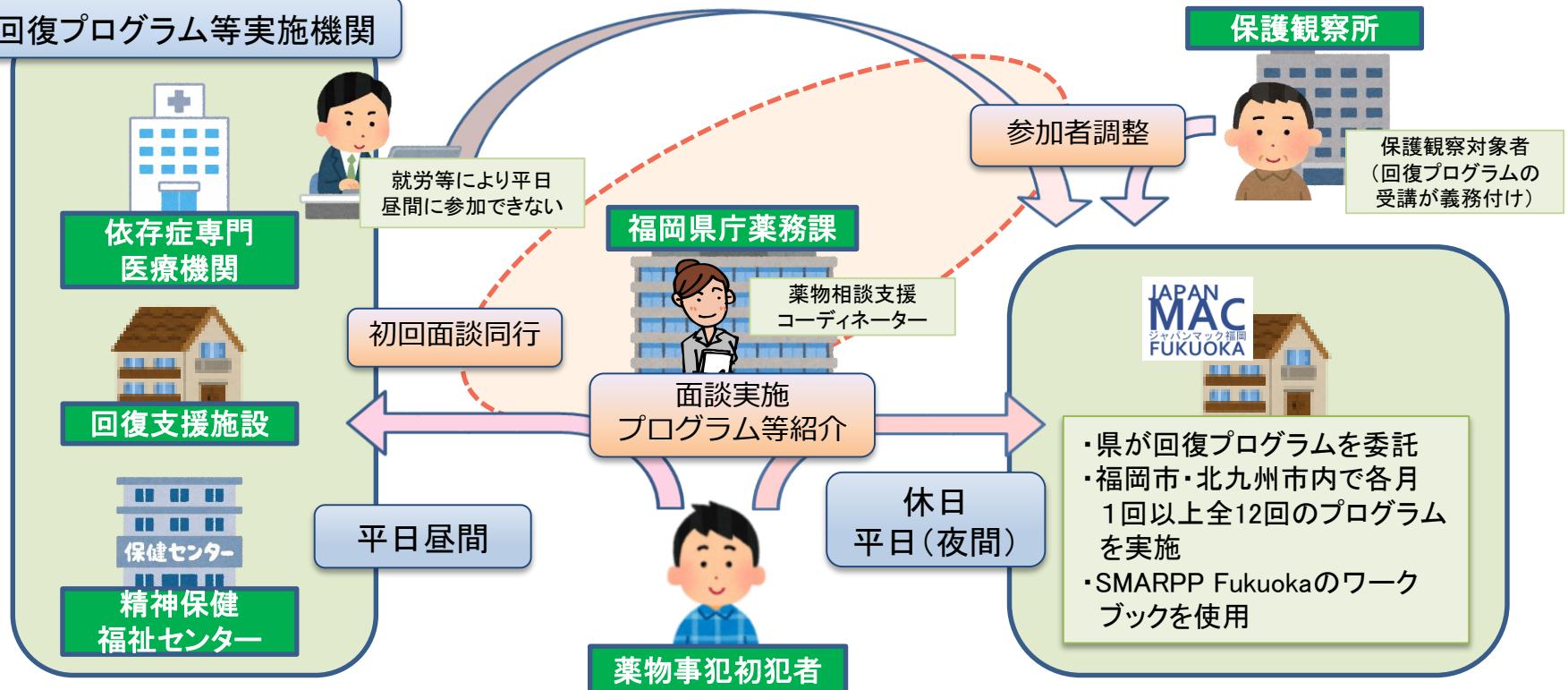
民間団体への委託による休日・平日夜間の回復プログラム実施

【目的】

「薬物再乱用対策推進事業」により薬物事犯の初犯者（事業対象者）を薬務課のコーディネーターが連携機関で実施されている回復プログラム等に繋ぐにあたり、県内に休日、平日夜間に回復プログラムを実施している機関がなく、対象者が就労等により参加できないことが課題となっていた。

このため令和2年度から、新たに薬物依存症問題に取り組む民間団体への業者委託により「休日・平日夜間の回復プログラム」を実施し、これまで日時が合わないことを理由に参加できなかった事業対象者はもとより、事業対象者以外の薬物依存症者（保護観察対象者等）も参加可能とし、回復の機会を提供する。

回復プログラム等実施機関



【期待される効果】

- 就労等を理由に回復プログラムに参加できない事業対象者の回復プログラムへの参加増